

高知県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等に関する事務取扱要領 新旧対照表

新	旧
<p>高知県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等に関する事務取扱要領 制定 平成30年4月2日 改正 令和3年10月19日 <u>改正 令和7年9月12日</u></p> <p>(趣旨) 第1条 この要領は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第59条の規定に基づく住宅確保要配慮者居住支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関し、<u>法、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年国土交通省令第63号）及び国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年厚生労働省・国土交通省令第1号。以下「省令」という。）</u>に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(指定の申請) 第2条 法第59条第1項の規定により支援法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別記第1号様式による住宅確保要配慮者居住支援法人指定申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。 (1) 定款及び登記事項証明書 (2) 申請に係る意思決定を証する書面 (3) 法第60条第2項第1号に規定する支援業務の実施に関する計画書（次に掲げる事項を記載するものとする。） ア 組織、<u>人員</u>及び運営に関する事項 イ 支援業務の概要に関する事項<u>及び実施の方法</u> <u>ウ イのうち、住宅確保要配慮者から対価を得て支援業務を行う場合においては、当該支援業務の内容、対価及び提供の条件に関する事項</u> <u>エ 地方公共団体並びに住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者及び住宅確保要配慮者の福祉に関する活動を行う者との連携に関する事項</u> <u>オ 支援業務に係る人材の確保及び資質の向上に関する事項</u></p>	<p>高知県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等に関する事務取扱要領 制定 平成30年4月2日 改正 令和3年10月19日</p> <p>(趣旨) 第1条 この要領は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第40条の規定に基づく住宅確保要配慮者居住支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関し、<u>法及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年国土交通省令第63号）</u>に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(指定の申請) 第2条 法第40条の規定により支援法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別記第1号様式による住宅確保要配慮者居住支援法人指定申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。 (1) 定款及び登記事項証明書 (2) 申請に係る意思決定を証する書面 (3) 法第40条第1項第1号に規定する支援業務の実施に関する計画書（次に掲げる事項を記載するものとする。） ア 組織及び運営に関する事項 イ 支援業務の概要に関する事項</p>

新	旧
<p>(4) 役員の氏名及び略歴を記載した書面</p> <p>(5) 申請の日の属する事業年度（以下「申請年度」という。）の前事業年度における財産目録、事業報告書、収支決算書及び貸借対照表</p> <p>(6) 申請年度の事業計画書及び収支予算書</p> <p>(7) 支援業務以外の現に行っている業務の概略を記載した書面</p> <p>(8) 申請年度から起算して過去5箇年度内に行っている法第62条各号に規定する居住支援に資する活動の実績（申請年度から起算して過去5箇年度内のうち直近の活動実績の存する年度分のみとする。）を示す書面</p> <p>(9) 個人情報保護規程その他これに準ずるもの</p> <p>(10) 申請者が法第63条第1項に規定する債務保証業務、<u>法第64条第1項第2号に規定する残置物処理等業務</u>及びこれらに附随する業務を行おうとする場合は、当該業務に係る経理とその他の業務に係る経理とが区分されていることが分かる書面</p> <p>(11) 申請者が第5条第1項の規定に基づく推薦申請を行っている場合は、推薦申請書の写し</p> <p>(12) 支援法人指定に関する誓約書</p> <p>(13) 前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書面</p> <p>2 前項の規定による申請は、第7条第1項の規定による申請をもって省略することはできない。</p> <p>(指定等)</p> <p>第3条 知事は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、申請者が法第59条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、申請者を支援法人として指定するものとする。</p> <p>2 知事は、申請者を支援法人として指定した場合は、別記第2号様式による住宅確保要配慮者居住支援法人指定通知書により、当該申請者に通知するものとする。</p> <p>3 知事は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、申請者が法第59条第1項各号に掲げる基準に適合し<u>ていないと認められる</u></p>	<p>(4) 役員の氏名及び略歴を記載した書面</p> <p>(5) 申請の日の属する事業年度（以下「申請年度」という。）の前事業年度における財産目録、事業報告書、収支決算書及び貸借対照表</p> <p>(6) 申請年度の事業計画書及び収支予算書</p> <p>(7) 支援業務以外の現に行っている業務の概略を記載した書面</p> <p>(8) 申請年度から起算して過去5箇年度内に行っている法第42条各号に規定する居住支援に資する活動の実績（申請年度から起算して過去5箇年度内のうち直近の活動実績の存する年度分のみとする。）を示す書面</p> <p>(9) 個人情報保護規程その他これに準ずるもの</p> <p>(10) 申請者が法第43条第1項に規定する債務保証業務及びこれに附随する業務を行おうとする場合は、当該業務に係る経理とその他の業務に係る経理とが区分されていることが分かる書面</p> <p>(11) 申請者が第5条第1項の規定に基づく推薦申請を行っている場合は、推薦申請書の写し</p> <p>(12) 支援法人指定に関する誓約書</p> <p>(13) 前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書面</p> <p>2 前項の規定による申請は、第7条第1項の規定による申請をもって省略することはできない。</p> <p>(指定等)</p> <p>第3条 知事は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、申請者が法第40条各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、申請者を支援法人として指定するものとする。</p> <p>2 知事は、申請者を支援法人として指定した場合は、別記第2号様式による住宅確保要配慮者居住支援法人指定通知書により、当該申請者に通知するものとする。</p> <p>3 知事は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、申請者が法第40条各号に掲げる基準に適合しないと認めるときは、別記第</p>

新	旧
<p><u>とき又は同条第2項各号に該当する</u>ときは、別記第3号様式による住宅確保要配慮者居住支援法人としての指定をしない旨の通知書により申請者に通知するものとする。</p> <p>(変更の申請及び届出)</p> <p>第4条 <u>法第61条第1項の規定による変更の申請は、別記第4号様式による住宅確保要配慮者居住支援法人変更認可申請書により行うものとする。</u></p> <p><u>2 法第61条第1項の規定により変更の認可を受けようとする者は、第2条第1項に掲げる書類のうち新たに行う業務に係る書類を前項の様式に添えて知事に提出しなければならない。</u></p> <p><u>3 知事は、第1項の規定による変更申請書の提出があった場合において、申請者が省令第43条第3項に掲げる基準に適合すると認めるときは、変更を認可し別記第4号様式の2による住宅確保要配慮者居住支援法人変更認可通知書により、申請者に通知するものとする。</u></p> <p><u>4 知事は、第1項の規定による変更申請書の提出があった場合において、申請者が省令第43条第3項に掲げる基準に適合しないと認めるときは、別記第4号様式の3による住宅確保要配慮者居住支援法人としての変更認可をしない旨の通知書により、申請者に通知するものとする。</u></p> <p><u>5 法第61条第2項の規定による変更の届出は、別記第4号様式の4による住宅確保要配慮者居住支援法人変更届出書により行うものとする。</u></p> <p>(市町村長からの推薦)</p> <p>第5条 申請者は、居住支援活動を市町村と連携して行い、又は行おうとしている場合は、当該市町村長より法第59条第1項に基づく指定に関する推薦を受けることができる。この場合において、申請者は、住宅確保要配慮者居住支援法人推薦申請書(参考様式第1)を市町村長に提出するものとする。</p> <p>2から4 (略)</p>	<p>3号様式による住宅確保要配慮者居住支援法人としての指定をしない旨の通知書により申請者に通知するものとする。</p> <p>(名称等の変更)</p> <p>第4条</p> <p>法第41条第2項の規定による変更の届出は、別記第4号様式による住宅確保要配慮者居住支援法人<u>名称等</u>変更届出書により行うものとする。</p> <p>(市町村長からの推薦)</p> <p>第5条 申請者は、居住支援活動を市町村と連携して行い、又は行おうとしている場合は、当該市町村長より法第40条に基づく指定に関する推薦を受けることができる。この場合において、申請者は、住宅確保要配慮者居住支援法人推薦申請書(参考様式第1)を市町村長に提出するものとする。</p> <p>2から4 (略)</p>

新	旧
<p>(家賃債務保証業務の委託)</p> <p>第6条 申請者又は第3条第1項の規定により指定を受けた支援法人（以下「指定支援法人」といい、申請者と合わせて「申請者等」という。）は、<u>法第63条</u>の規定により、<u>法第62条</u>第1号に掲げる業務（以下「債務保証業務」という。）のうち債務の保証の決定以外の業務の全部又は一部を金融機関その他の者に委託しようとするときは、別記第6号様式による債務保証業務委託認可申請書により、知事の認可を受けなければならない。</p> <p>2から3 (略)</p> <p>(債務保証業務規程及び残置物処理等業務規程の認可)</p> <p>第7条 申請者等は、債務保証業務<u>及び残置物処理等業務</u>を行おうとするときは、別記第9号様式による業務規程認可申請書にあらかじめ定めた債務保証業務<u>及び残置物処理等業務</u>に関する規程（以下「業務規程」という。）を添えて、知事の認可を受けなければならない。</p> <p>2 申請者等は、前項の認可を受けた業務規程を変更しようとするときは、<u>法第64条</u>第3項の規定により、別記第10号様式による業務規程変更認可申請書に変更した業務規程を添えて、知事の認可を受けなければならない。</p> <p>3 知事は、第1項の認可を行う場合は別記第11号様式による業務規程認可書により、第2項の認可を行う場合は別記第12号様式による業務規程変更認可書により、それぞれ申請者等に通知するものとする。</p> <p>4 知事は、第1項の認可を行わない場合は別記第13号様式による業務規程の認可を行わない旨の通知書により、第2項の認可を行わない場合は別記第14号様式による業務規程の変更認可を行わない旨の通知書により、それぞれ申請者等に通知するものとする。</p>	<p>(家賃債務保証業務の委託)</p> <p>第6条 申請者又は第3条第1項の規定により指定を受けた支援法人（以下「指定支援法人」といい、申請者と合わせて「申請者等」という。）は、<u>法第43条</u>の規定により、<u>法第42条</u>第1号に掲げる業務（以下「債務保証業務」という。）のうち債務の保証の決定以外の業務の全部又は一部を金融機関その他の者に委託しようとするときは、別記第6号様式による債務保証業務委託認可申請書により、知事の認可を受けなければならない。</p> <p>2から3 (略)</p> <p>(債務保証業務規程の認可)</p> <p>第7条 申請者等は、債務保証業務を行おうとするときは、別記第9号様式による<u>債務保証</u>業務規程認可申請書にあらかじめ定めた債務保証業務に関する規程（以下「<u>債務保証</u>業務規程」という。）を添えて、知事の認可を受けなければならない。</p> <p>2 申請者等は、前項の認可を受けた<u>債務保証</u>業務規程を変更しようとするときは、<u>法第44条</u>第1項の規定により、別記第10号様式による<u>債務保証</u>業務規程変更認可申請書に変更した<u>債務保証</u>業務規程を添えて、知事の認可を受けなければならない。</p> <p>3 知事は、第1項の認可を行う場合は別記第11号様式による<u>債務保証</u>業務規程認可書により、第2項の認可を行う場合は別記第12号様式による<u>債務保証</u>業務規程変更認可書により、それぞれ申請者等に通知するものとする。</p> <p>4 知事は、第1項の認可を行わない場合は別記第13号様式による<u>債務保証</u>業務規程の認可を行わない旨の通知書により、第2項の認可を行わない場合は別記第14号様式による<u>債務保証</u>業務規程の変更認可を行わない旨の通知書により、それぞれ申請者等に通知するものとする。</p>

新	旧
<p>(事業計画等の認可)</p> <p>第8条 指定支援法人は、法第65条第1項の規定により、毎事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、別記第15号様式による支援業務事業計画等認可申請書に作成した支援業務に係る事業計画及び収支予算（以下「事業計画等」という。）を添えて、知事の認可を受けなければならない。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 指定支援法人は、法第65条第2項の規定により、毎事業年度、別記第21号様式による支援業務事業報告書等提出書に、支援業務に係る事業報告書及び収支決算書並びに財産目録及び貸借対照表を添えて、当該事業年度経過後3月以内に、知事に提出しなければならない。</p> <p>第9条 （略）</p> <p>(指定の取消し等)</p> <p>第10条 知事は、法第70条第1項又は第2項の規定に基づき指定支援法人の指定を取り消した場合は、別記第23号様式による住宅確保要配慮者居住支援法人指定取消通知書により、指定支援法人に通知するものとする。</p> <p>第11条 （略）</p> <p>附則 この要領は、平成30年4月2日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、令和3年10月19日から施行する。</p>	<p>(事業計画等の認可)</p> <p>第8条 指定支援法人は、法第45条第1項の規定により、毎事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、別記第15号様式による支援業務事業計画等認可申請書に作成した支援業務に係る事業計画及び収支予算（以下「事業計画等」という。）を添えて、知事の認可を受けなければならない。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 指定支援法人は、法第45条第2項の規定により、毎事業年度、別記第21号様式による支援業務事業報告書等提出書に、支援業務に係る事業報告書及び収支決算書並びに財産目録及び貸借対照表を添えて、当該事業年度経過後3月以内に、知事に提出しなければならない。</p> <p>第9条 （略）</p> <p>(指定の取消し等)</p> <p>第10条 知事は、法第50条の規定に基づき指定支援法人の指定を取り消した場合は、別記第23号様式による住宅確保要配慮者居住支援法人指定取消通知書により、指定支援法人に通知するものとする。</p> <p>第11条 （略）</p> <p>附則 この要領は、平成30年4月2日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、令和3年10月19日から施行する。</p>

新	旧
<p data-bbox="168 209 232 236"><u>附則</u></p> <p data-bbox="143 248 745 276"><u>この要領は、令和7年9月12日から施行する。</u></p>	

新	旧
<p>別記 第1号様式（第2条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住宅確保要配慮者居住支援法人指定申請書</p> <p>高知県知事 様</p> <p style="text-align: right;">法人の所在地 法人の名称 代表者氏名 (法第 62 条に規定する業務を行おうとする) 事務所の所在地</p> <p>住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 59 条第 1 項の規定による住宅確保要配慮者居住支援法人の指定を受けたいので、高知県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等に関する事務取扱要領第 2 条第 1 項の規定により、同項各号に掲げる書類を添えて、下記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 支援業務の開始予定年月日</p> <p><u>2 支援業務に関する問合せを受けるための連絡先</u></p> <p><u>3 支援業務を行おうとする区域</u></p> <p><u>4 支援業務の対象とする要配慮者</u></p>	<p>別記 第1号様式（第2条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住宅確保要配慮者居住支援法人指定申請書</p> <p>高知県知事 様</p> <p style="text-align: right;">法人の所在地 法人の名称 代表者氏名 (法第 42 条に規定する業務を行おうとする) 事務所の所在地</p> <p>住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 40 条の規定による住宅確保要配慮者居住支援法人の指定を受けたいので、高知県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等に関する事務取扱要領第 2 条第 1 項の規定により、同項各号に掲げる書類を添えて、下記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 支援業務の開始予定年月日</p> <p><u>2 支援業務を行おうとする区域</u></p> <p><u>3 支援業務の対象とする要配慮者</u></p>

新	旧
<p>添付書類一覧</p> <p>(1) 定款及び登記事項証明書</p> <p>(2) 申請に係る意思決定を証する書面</p> <p>(3) 法人の支援業務の実施に関する計画書</p> <p>・ア 組織、人員及び運営に関する事項 (別添1)</p> <p>・<u>下記イからオに該当する事項 (別添2)</u></p> <p>イ 支援業務の概要及び実施の方法に関する事項</p> <p><u>ウ イのうち、住宅確保要配慮者から対価を得て支援業務を行う場合においては、当該支援業務の内容、対価及び提供の条件に関する事項</u></p> <p><u>エ 地方公共団体並びに住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者及び住宅確保要配慮者の福祉に関する活動を行う者との連携に関する事項</u></p> <p>オ 支援業務に係る人材の確保及び資質の向上に関する事項</p> <p>(4) 役員の氏名及び略歴を記載した書面 (別添3)</p> <p>(5) 前事業年度における財産目録、事業報告書、収支決算書及び貸借対照表</p> <p>(6) 申請年度の事業計画書及び収支予算書</p> <p>(7) 支援業務以外の現に行っている業務の概略を記載した書面 (別添4)</p> <p>(8) 申請以前に行っている法第 62 条各号に規定する居住支援に資する活動の実績を示す書面</p> <p>(9) 個人情報保護規程その他これに準ずるもの</p> <p>(10) 申請者が法第 63 条第 1 項に規定する債務保証業務、<u>法 64 条第 1 項第 2 号に規定する残置物処理等業務</u>及びこれらに附帯する業務を行おうとする場合は、当該業務に係る経理とその他の業務に係る経理とが区分されていることがわかる書面</p> <p>(11) 申請者が第 5 条第 1 項の規定に基づく推薦依頼を行っている場合は、推薦申請書の写し</p> <p>(12) 住宅確保要配慮者居住支援法人指定に関する誓約書 (別添5)</p> <p>(13) (1)から(12)までに掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書面</p>	<p>添付書類一覧</p> <p>(1) 定款及び登記事項証明書</p> <p>(2) 申請に係る意思決定を証する書面</p> <p>(3) 法人の支援業務の実施に関する計画書</p> <p>ア 組織及び運営に関する事項 (別添1)</p> <p>イ 支援業務の概要に関する事項 <u>(別添2)</u></p> <p>(4) 役員の氏名及び略歴を記載した書面 (別添3)</p> <p>(5) 前事業年度における財産目録、事業報告書、収支決算書及び貸借対照表</p> <p>(6) 申請年度の事業計画書及び収支予算書</p> <p>(7) 支援業務以外の現に行っている業務の概略を記載した書面 (別添4)</p> <p>(8) 申請以前に行っている法第 42 条各号に規定する居住支援に資する活動の実績を示す書面</p> <p>(9) 個人情報保護規程その他これに準ずるもの</p> <p>(10) 申請者が法第 43 条第 1 項に規定する債務保証業務及びこれに附帯する業務を行おうとする場合は、当該業務に係る経理とその他の業務に係る経理とが区分されていることがわかる書面</p> <p>(11) 申請者が第 5 条第 1 項の規定に基づく推薦依頼を行っている場合は、推薦申請書の写し</p> <p>(12) 住宅確保要配慮者居住支援法人指定に関する誓約書 (別添5)</p> <p>(13) (1)から(12)までに掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書面</p>

新

旧

別添1

年 月 日

ア 組織、人員及び運営に関する事項

法人の名称	
所在地	
職員数	
組織図	
沿革	年月 ~ 年月
支援業務を実施する部署	
支援業務を実施する職員数	常勤 非常勤

別添1

年 月 日

ア 組織及び運営に関する事項

法人の名称	
所在地	
職員数	
組織図	
沿革	年月 ~ 年月
支援業務を実施する部署	
支援業務を実施する職員数	常勤 非常勤

新

旧

別添2

イ 支援業務の概要及び実施の方法に関する事項

実施する支援業務	(実施する支援業務に <input checked="" type="checkbox"/>)		
	<input type="checkbox"/> 登録住宅入居者の家賃債務の保証 <input type="checkbox"/> <u>住宅確保要配慮者に対し</u> 、賃貸住宅への入居に関する情報提供、相談その他の援助 <input type="checkbox"/> <u>賃貸住宅に入居する住宅確保要配慮者に対し</u> 、生活の安定・向上に関する情報提供、相談その他の援助 <input type="checkbox"/> <u>賃貸住宅の賃貸人に対し、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進を図るために必要な情報の提供</u> <input type="checkbox"/> <u>残置物処理等業務</u> <input type="checkbox"/> その他附帯業務		
支援業務の概要及び実施の方法			
	支援業務の内容	対価	提供の条件
<u>住宅確保要配慮者から対価を得て行う支援業務</u>			

ウ 地方公共団体並びに住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者及び住宅確保要配慮者の福祉に関する活動を行う者との連携に関する事項

--

エ 支援業務に係る人材の確保及び資質の向上に関する事項

--

別添2

イ 支援業務の概要に関する事項

実施する支援業務	(実施する支援業務に <input checked="" type="checkbox"/>)
	<input type="checkbox"/> 登録住宅入居者の家賃債務の保証 <input type="checkbox"/> 賃貸住宅への入居に関する情報提供、相談その他の援助 <input type="checkbox"/> <u>入居者の</u> 生活の安定・向上に関する情報提供、相談その他の援助 <input type="checkbox"/> その他附帯業務
支援業務の概要	

新

旧

別添3

年 月 日

役員の氏名及び略歴

フリガナ 氏名 生年月日 <u>役職名等</u>	(略歴)

別添3

年 月 日

役員の氏名及び略歴

フリガナ 氏名 生年月日 <u>性別</u> <u>住所</u>	(略歴)

新	旧
<p>別紙 4 (略)</p> <p>別添 5</p> <p style="text-align: right;">別紙</p> <p style="text-align: center;">住宅確保要配慮者居住支援法人指定に関する誓約書</p> <p>当 は、下記のいずれにも該当しません。将来においても該当することはありません。 この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、住宅確保要配慮者居住支援法人指定の取消しとなっても、異議は一切申し立てません。 以上のことについて、誓約します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）（以下「法人等の役員等」という。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員もしくは同号に掲げる暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）である。</p> <p>2 法人等の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員等を利用する等している。</p> <p>3 法人等の役員等が、暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している。</p> <p>4 法人等の役員等が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している。</p> <p>5 暴力団員等がその事業活動を支配する者である。</p> <p>6 法人等の役員等が精神の機能の障害により支援業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者。</p> <p>7 法人等の役員等が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者である。</p> <p>8 法人等の役員等が禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者（執行猶予中の者、刑の執行の免除を受けた者も含む。）である。</p> <p>9 法人等が住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第70条第1項又は第2項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者（指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの日前30日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から2年を経過しない者を含む。）である。</p> <p>10 法人等の役員等が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が上記各項目に該当する。（以下は、支援業務として登録住宅入居者の家賃債務の保証を行おうとする場合に限る。）</p> <p>11 債権の取立てに当たり、貸金業法（昭和58年法律第32号）第21条第1項（同法第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項、第24条の5第2項及び第24条の6において準用する場合を含む。）の規定に違反している。</p> <p style="text-align: right;">法人の所在地： 法人の名称： 代表者氏名：</p>	<p>別紙 4 (略)</p> <p>別添 5</p> <p style="text-align: right;">別紙</p> <p style="text-align: center;">住宅確保要配慮者居住支援法人指定に関する誓約書</p> <p>当 は、下記のいずれにも該当しません。将来においても該当することはありません。 この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、住宅確保要配慮者居住支援法人指定の取消しとなっても、異議は一切申し立てません。 以上のことについて、誓約します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）（以下「法人等の役員等」という。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員もしくは同号に掲げる暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）である。</p> <p>2 法人等の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員等を利用する等している。</p> <p>3 法人等の役員等が、暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している。</p> <p>4 法人等の役員等が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している。</p> <p>5 暴力団員等がその事業活動を支配する者である。</p> <p>6 法人等の役員等が精神の機能の障害により支援業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者。</p> <p>7 法人等の役員等が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者である。</p> <p>8 法人等の役員等が禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者（執行猶予中の者、刑の執行の免除を受けた者も含む。）である。</p> <p>9 法人等が住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第50条第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者（指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの日前30日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から2年を経過しない者を含む。）である。</p> <p>10 法人等の役員等が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が上記各項目に該当する。（以下は、支援業務として登録住宅入居者の家賃債務の保証を行おうとする場合に限る。）</p> <p>11 債権の取立てに当たり、貸金業法（昭和58年法律第32号）第21条第1項（同法第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項、第24条の5第2項及び第24条の6において準用する場合を含む。）の規定に違反している。</p> <p style="text-align: right;">法人の所在地： 法人の名称： 代表者氏名：</p>

新	旧
<p>第2号様式（第3条関係）</p> <p style="text-align: right;">番号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住宅確保要配慮者居住支援法人指定通知書</p> <p>法人の所在地 法人の名称 代表者氏名 様</p> <p style="text-align: right;">高知県知事</p> <p>年 月 日付けの申請については、審査の結果、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 <u>59</u> 条第 <u>1</u> 項各号に掲げる基準に適合すると認められるので、高知県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等に関する事務取扱要領第3条第1項の規定により住宅確保要配慮者居住支援法人として指定します。<u>なお、認可を受けたときは、当該認可に係る事業計画に記載された事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公示する必要があります。</u></p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 指 定 番 号： 2 法 人 の 名 称： 3 法 人 の 所 在 地： 4 事 務 所 の 所 在 地： <u>5 支 援 業 務 の 種 別：</u> <u>6</u> 現に行っている業務： <u>7</u> 業務の開始年月日： <u>8</u> 業務を行う区域： <u>9</u> 業務の対象とする要配慮者： <u>10</u> 市町村からの推薦の有無： (「有」の場合は市町村からの推薦書の写しを添えてください。)</p>	<p>第2号様式（第3条関係）</p> <p style="text-align: right;">番号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住宅確保要配慮者居住支援法人指定通知書</p> <p>法人の所在地 法人の名称 代表者氏名 様</p> <p style="text-align: right;">高知県知事</p> <p>年 月 日付けの申請については、審査の結果、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 <u>40</u> 条各号に掲げる基準に適合すると認められるので、高知県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等に関する事務取扱要領第3条第1項の規定により住宅確保要配慮者居住支援法人として指定します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 指 定 番 号： 2 法 人 の 名 称： 3 法 人 の 所 在 地： 4 事 務 所 の 所 在 地： <u>5</u> 現に行っている業務： <u>6</u> 業務の開始年月日： <u>7</u> 業務を行う区域： <u>8</u> 業務の対象とする要配慮者： <u>9</u> 市町村からの推薦の有無： (「有」の場合は市町村からの推薦書の写しを添えてください。)</p>

新	旧
<p>第3号様式（第3条関係）</p> <p style="text-align: right;">番号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住宅確保要配慮者居住支援法人としての指定をしない旨の通知書</p> <p>法人の所在地 法人の名称 代表者氏名 様</p> <p style="text-align: right;">高知県知事</p> <p>年 月 日付けの申請については、審査の結果、以下の理由により、法第59条第1項各号に掲げる基準に適合していない又は同条第2項第 号に該当すると認められるので、高知県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等に関する事務取扱要領第3条第3項の規定により、住宅確保要配慮者居住支援法人として指定しない旨を通知します。</p> <p>なお、指定しない理由については、この通知の日から起算して7日（高知県の休日を含めない。）以内に書面（書式は自由）により、説明を求めることができます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>指定しない理由：</p>	<p>第3号様式（第3条関係）</p> <p style="text-align: right;">番号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住宅確保要配慮者居住支援法人としての指定をしない旨の通知書</p> <p>法人の所在地 法人の名称 代表者氏名 様</p> <p style="text-align: right;">高知県知事</p> <p>年 月 日付けの申請については、審査の結果、以下の理由により、法第40条各号に掲げる基準に適合しないと認められるので、高知県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等に関する事務取扱要領第3条第3項の規定により、住宅確保要配慮者居住支援法人として指定しない旨を通知します。</p> <p>なお、指定しない理由については、この通知の日から起算して7日（高知県の休日を含めない。）以内に書面（書式は自由）により、説明を求めることができます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>指定しない理由：</p>

新	旧
<p data-bbox="264 352 472 373">第4号様式（第4条関係）</p> <p data-bbox="826 379 952 402">年 月 日</p> <p data-bbox="427 437 788 459">住宅確保要配慮者居住支援法人変更認可申請書</p> <p data-bbox="264 496 405 518">高知県知事 様</p> <p data-bbox="616 525 965 662"> 法人の所在地 法人の名称 代表者氏名 （法第62条に規定する業務を行おうとする） 事務所の所在地 </p> <p data-bbox="264 699 952 805"> 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第61条第1項の規定による住宅確保要配慮者居住支援法人の変更の認可を受けたいので、高知県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等に関する事務取扱要領第4条第1項の規定により、同条第2項に掲げる書類を添えて、下記のとおり申請します。 </p> <p data-bbox="600 842 622 865">記</p> <p data-bbox="264 901 573 924">1 変更後の支援業務の開始予定年月日</p> <p data-bbox="264 1018 658 1040">2 支援業務に関する問合せを受けるための連絡先</p> <p data-bbox="264 1134 524 1157">3 支援業務を行おうとする区域</p> <p data-bbox="264 1251 539 1273">4 支援業務の対象とする要配慮者</p>	<p data-bbox="1131 247 1189 279">新設</p>

新

旧

5 実施する支援業務

変更前	変更後	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	登録住宅入居者の家賃債務の保証
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	住宅確保要配慮者に対し、賃貸住宅への入居に関する情報提供、相談その他の援助
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	賃貸住宅に入居する住宅確保要配慮者に対し、生活の安定・向上に関する情報提供、相談その他の援助
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	賃貸住宅の賃貸人に対し、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進を図るために必要な情報の提供
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	残置物処理等業務
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	その他附帯業務

新	旧
<p>添付書類一覧 ※新たに行う業務に係る書類を提出すること</p> <p>(1) <u>定款及び登記事項証明書</u></p> <p>(2) <u>申請に係る意思決定を証する書面</u></p> <p>(3) <u>法人の支援業務の実施に関する計画書</u></p> <p>・ア <u>組織、人員及び運営に関する事項</u> (別添1)</p> <p>・下記イからオに該当する事項 (別添2)</p> <p>イ <u>支援業務の概要及び実施の方法に関する事項</u></p> <p>ウ <u>イのうち、住宅確保要配慮者から対価を得て支援業務を行う場合においては、当該支援業務の内容、対価及び提供の条件に関する事項</u></p> <p>エ <u>地方公共団体並びに住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者及び住宅確保要配慮者の福祉に関する活動を行う者との連携に関する事項</u></p> <p>オ <u>支援業務に係る人材の確保及び資質の向上に関する事項</u></p> <p>(4) <u>役員の氏名及び略歴を記載した書面</u> (別添3)</p> <p>(5) <u>前事業年度における財産目録、事業報告書、収支決算書及び貸借対照表</u></p> <p>(6) <u>申請年度の事業計画書及び収支予算書</u></p> <p>(7) <u>支援業務以外の現に行っている業務の概略を記載した書面</u> (別添4)</p> <p>(8) <u>申請以前に行っている法第62条各号に規定する居住支援に資する活動の実績を示す書面</u></p> <p>(9) <u>個人情報保護規程その他これに準ずるもの</u></p> <p>(10) <u>申請者が法第63条第1項に規定する債務保証業務、法第64条第1項第2号に規定する残置物処理等業務及びこれらに附帯する業務を行おうとする場合は、当該業務に係る経理とその他の業務に係る経理とが区分されていることが分かる書面</u></p> <p>(11) <u>申請者が第5条第1項の規定に基づく推薦依頼を行っている場合は、推薦申請書の写し</u></p> <p>(12) <u>住宅確保要配慮者居住支援法人指定に関する誓約書</u> (別添5)</p> <p>(13) <u>(1)から(12)までに掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書面</u></p>	<p>新設</p>

新

旧

別添1

年 月 日

ア 組織、人員及び運営に関する事項

法人の名称	
所在地	
職員数	
組織図	
沿革	年月 ~ 年月
支援業務を実施する部署	
支援業務を実施する職員数	常勤 非常勤

新設

新

旧

別添2

イ 支援業務の概要及び実施の方法に関する事項

実施する支援業務	<p>(実施する支援業務に <input checked="" type="checkbox"/>)</p> <p><input type="checkbox"/>登録住宅入居者の家賃債務の保証</p> <p><input type="checkbox"/>住宅確保要配慮者に対し、賃貸住宅への入居に関する情報提供、相談その他の援助</p> <p><input type="checkbox"/>賃貸住宅に入居する住宅確保要配慮者に対し、生活の安定・向上に関する情報提供、相談その他の援助</p> <p><input type="checkbox"/>賃貸住宅の賃貸人に対し、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進を図るために必要な情報の提供</p> <p><input type="checkbox"/>残置物処理等業務</p> <p><input type="checkbox"/>その他附帯業務</p>		
支援業務の概要及び実施の方法			
住宅確保要配慮者から対価を得て行う支援業務	支援業務の内容	対価	提供の条件

ウ 地方公共団体並びに住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者及び住宅確保要配慮者の福祉に関する活動を行う者との連携に関する事項

エ 支援業務に係る人材の確保及び資質の向上に関する事項

新設

新

旧

別添3

年 月 日

役員の氏名及び略歴

<u>フリガナ</u> 氏名 生年月日 役職名等	(略歴)

新設

新	旧				
<p data-bbox="219 308 277 328">別添4</p> <p data-bbox="219 363 544 384">支援業務以外の現に行っている業務の概略</p> <table border="1" data-bbox="226 389 996 1377"> <tr> <td data-bbox="226 389 358 826"> <p data-bbox="226 568 349 647">支援業務以外の 現に行っている 業務の概略</p> </td> <td data-bbox="358 389 996 826"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="226 828 358 1377"> <p data-bbox="226 1078 349 1126">支援業務以外の 業務の実施方法</p> </td> <td data-bbox="358 828 996 1377"> <p data-bbox="360 868 510 888">(該当するものに☑)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="394 903 853 924"><input type="checkbox"/> 上記業務の責任者を支援業務の責任者と異なる者とする <li data-bbox="394 938 842 959"><input type="checkbox"/> 上記業務の経理を支援業務の経理と区分して処理する <li data-bbox="394 973 819 994"><input type="checkbox"/> 上記業務は支援業務と利益相反する業務ではない <li data-bbox="394 1008 860 1029"><input type="checkbox"/> 上記業務に干渉されることなく支援業務を公正に実施する <li data-bbox="394 1043 488 1064"><input type="checkbox"/> その他 </td> </tr> </table>	<p data-bbox="226 568 349 647">支援業務以外の 現に行っている 業務の概略</p>		<p data-bbox="226 1078 349 1126">支援業務以外の 業務の実施方法</p>	<p data-bbox="360 868 510 888">(該当するものに☑)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="394 903 853 924"><input type="checkbox"/> 上記業務の責任者を支援業務の責任者と異なる者とする <li data-bbox="394 938 842 959"><input type="checkbox"/> 上記業務の経理を支援業務の経理と区分して処理する <li data-bbox="394 973 819 994"><input type="checkbox"/> 上記業務は支援業務と利益相反する業務ではない <li data-bbox="394 1008 860 1029"><input type="checkbox"/> 上記業務に干渉されることなく支援業務を公正に実施する <li data-bbox="394 1043 488 1064"><input type="checkbox"/> その他 	<p data-bbox="1131 248 1189 280">新設</p>
<p data-bbox="226 568 349 647">支援業務以外の 現に行っている 業務の概略</p>					
<p data-bbox="226 1078 349 1126">支援業務以外の 業務の実施方法</p>	<p data-bbox="360 868 510 888">(該当するものに☑)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="394 903 853 924"><input type="checkbox"/> 上記業務の責任者を支援業務の責任者と異なる者とする <li data-bbox="394 938 842 959"><input type="checkbox"/> 上記業務の経理を支援業務の経理と区分して処理する <li data-bbox="394 973 819 994"><input type="checkbox"/> 上記業務は支援業務と利益相反する業務ではない <li data-bbox="394 1008 860 1029"><input type="checkbox"/> 上記業務に干渉されることなく支援業務を公正に実施する <li data-bbox="394 1043 488 1064"><input type="checkbox"/> その他 				

新	旧
<p data-bbox="241 284 300 304">別添5</p> <p data-bbox="958 309 999 330">別紙</p> <p data-bbox="418 349 824 370">住宅確保要配慮者居住支援法人指定に関する誓約書</p> <p data-bbox="262 405 999 496"> <u>当</u> は、下記のいずれにも該当しません。将来においても該当することはありません。 <u>この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、住宅確保要配慮者居住支援法人指定の取消しとなっても、異議は一切申し立てません。</u> <u>以上のことについて、誓約します。</u> </p> <p data-bbox="611 517 629 537">記</p> <ol data-bbox="262 564 999 1225" style="list-style-type: none"> 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）（以下「法人等の役員等」という。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員もしくは同号に掲げる暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）である。 2 法人等の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員等を利用する等している。 3 法人等の役員等が、暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している。 4 法人等の役員等が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している。 5 暴力団員等がその事業活動を支配する者である。 6 法人等の役員等が精神の機能の障害により支援業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者。 7 法人等の役員等が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者である。 8 法人等の役員等が禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者（執行猶予中の者、刑の執行の免除を受けた者も含む。）である。 9 法人等が住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第70条第1項又は第2項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者（指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの日前30日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から2年を経過しない者を含む。）である。 10 法人等の役員等が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が上記各項目に該当する。（以下は、支援業務として登録住宅入居者の家賃債務の保証を行おうとする場合に限る。） 11 債権の取立てに当たり、貸金業法（昭和58年法律第32号）第21条第1項（同法第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項、第24条の5第2項及び第24条の6において準用する場合を含む。）の規定に違反している。 <p data-bbox="481 1299 607 1369"> 法人の所在地： 法人の名称： 代表者氏名： </p>	<p data-bbox="1131 248 1189 277">新設</p>

新	旧
<p data-bbox="264 352 506 373">第4号様式の2（第4条関係）</p> <p data-bbox="826 381 952 432">番号 年 月 日</p> <p data-bbox="427 467 788 488">住宅確保要配慮者居住支援法人変更認可通知書</p> <p data-bbox="264 525 389 604">法人の所在地 法人の名称 代表者氏名 様</p> <p data-bbox="719 612 808 633">高知県知事</p> <p data-bbox="264 670 958 836">年 月 日付けの申請については、審査の結果、国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第43条第3項に掲げる基準に適合すると認められるので、高知県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等に関する事務取扱要領第4条第3項の規定により変更を認可します。なお、変更の認可を受けたときは、当該認可に係る事業計画に記載された事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公示する必要があります。</p> <p data-bbox="595 874 620 895">記</p> <ol data-bbox="264 932 524 1212" style="list-style-type: none"> 1 指 定 番 号： 2 法 人 の 名 称： 3 法 人 の 所 在 地： 4 事 務 所 の 所 在 地： 5 支 援 業 務 の 種 別： 6 現に行っている業務： 7 業務の開始年月日： 8 業務を行う区域： 9 業務の対象とする要配慮者： 10 市町村からの推薦の有無： <p data-bbox="304 1220 788 1241">〔「有」の場合は市町村からの推薦書の写しを添えてください。〕</p>	<p data-bbox="1131 248 1189 279">新設</p>

新	旧
<p data-bbox="264 352 506 371">第4号様式の3（第4条関係）</p> <p data-bbox="826 381 949 430">番号 年 月 日</p> <p data-bbox="344 469 869 488">住宅確保要配慮者居住支援法人としての変更認可をしない旨の通知書</p> <p data-bbox="264 526 371 545">法人の所在地</p> <p data-bbox="264 555 353 574">法人の名称</p> <p data-bbox="264 584 387 603">代表者氏名 様</p> <p data-bbox="719 612 806 632">高知県知事</p> <p data-bbox="264 670 949 805">年 月 日付けの申請については、審査の結果、以下の理由により、国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第43条第3項に掲げる基準に適合しないと認められるので、高知県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等に関する事務取扱要領第4条第4項の規定により、住宅確保要配慮者居住支援法人として変更認可をしない旨を通知します。</p> <p data-bbox="264 815 949 895">なお、指定しない理由については、この通知の日から起算して7日（高知県の休日を含めない。）以内に書面（書式は自由）により、説明を求めることができます。</p> <p data-bbox="598 962 618 981">記</p> <p data-bbox="282 1019 418 1038">指定しない理由：</p>	<p data-bbox="1131 248 1189 277">新設</p>

新

第4号様式の4（第4条関係）

年 月 日

住宅確保要配慮者居住支援法人変更届出書

高知県知事 様

法人の所在地
法人の名称
代表者氏名

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第61条第2項及び高知県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等に関する事務取扱要領第4条第5項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 指定年月日	
2 指定番号	
3 変更予定年月日	
4 変更する事項	<input type="checkbox"/> 名称又は商号
	<input type="checkbox"/> 主たる事務所又は営業所その他支援業務を行う事務所又は営業所及び所在地
	<input type="checkbox"/> 役員の名
	<input type="checkbox"/> その他
5 変更の内容	変更前
	変更後
6 変更の理由	

旧

第4号様式（第4条関係）

年 月 日

住宅確保要配慮者居住支援法人名称等変更届出書

高知県知事 様

法人の所在地
法人の名称
代表者氏名

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第41条第2項及び高知県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等に関する事務取扱要領第4条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 指定年月日	
2 指定番号	
3 変更予定年月日	
4 変更する事項	<input type="checkbox"/> 法人の名称
	<input type="checkbox"/> 住所
	<input type="checkbox"/> 支援業務を行う事務所所在地
5 変更の内容	変更前
	変更後
6 変更の理由	

新

第 5 号様式 (第 5 条関係)

年 月 日

住宅確保要配慮者居住支援法人推薦書

高知県知事 様

市町村長

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 59 条の規定による住宅確保要配慮者居住支援法人としての指定に当たり、下記のとおり推薦の申請があり、確認した結果、支障がないと認められますので、高知県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等に関する事務取扱要領第 5 条第 2 項の規定に基づき推薦いたします。

記

推薦の申請日	
法人名	
居住支援業務に関して上記法人が 市町村と連携して行った業務概要	

旧

第 5 号様式 (第 5 条関係)

年 月 日

住宅確保要配慮者居住支援法人推薦書

高知県知事 様

市町村長

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 40 条の規定による住宅確保要配慮者居住支援法人としての指定に当たり、下記のとおり推薦の申請があり、確認した結果、支障がないと認められますので、高知県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等に関する事務取扱要領第 5 条第 2 項の規定に基づき推薦いたします。

記

推薦の申請日	
法人名	
居住支援業務に関して上記法人が 市町村と連携して行った業務概要	

新

旧

第 6 号様式（第 6 条関係）

年 月 日

債務保証業務委託認可申請書

高知県知事 様

法人の所在地
法人の名称
代表者氏名

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 62 条第 1 号に規定する家賃債務保証業のうち、以下の業務について委託するための認可を受けたいので、高知県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等に関する事務取扱要領第 6 条第 1 項の規定により下記のとおり申請します。

記

委託する業務内容	
委託の理由	

第 6 号様式（第 6 条関係）

年 月 日

債務保証業務委託認可申請書

高知県知事 様

法人の所在地
法人の名称
代表者氏名

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 42 条第 1 号に規定する家賃債務保証業のうち、以下の業務について委託するための認可を受けたいので、高知県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等に関する事務取扱要領第 6 条第 1 項の規定により下記のとおり申請します。

記

委託する業務内容	
委託の理由	

新	旧
<p>第7号様式（第6条関係）</p> <p style="text-align: right;">番号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">債務保証業務委託認可書</p> <p>法人の所在地 法人の名称 代表者氏名 様</p> <p style="text-align: right;">高知県知事</p> <p>年 月 日付けで申請のあった債務保証業務の委託については、審査の結果、適正であると認められるので、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 63 条第1項の規定により認可し、高知県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等に関する事務取扱要領第6条第2項の規定により通知します。</p>	<p>第7号様式（第6条関係）</p> <p style="text-align: right;">番号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">債務保証業務委託認可書</p> <p>法人の所在地 法人の名称 代表者氏名 様</p> <p style="text-align: right;">高知県知事</p> <p>年 月 日付けで申請のあった債務保証業務の委託については、審査の結果、適正であると認められるので、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 43 条第1項の規定により認可し、高知県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等に関する事務取扱要領第6条第2項の規定により通知します。</p>

新	旧
<p>第8号様式（第6条関係）</p> <p style="text-align: right;">番号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">債務保証業務委託の認可を行わない旨の通知書</p> <p>法人の所在地 法人の名称 代表者氏名 様</p> <p style="text-align: right;">高知県知事</p> <p>年 月 日付けで申請のあった債務保証業務の委託については、審査の結果、下記の理由により法第63条第1項の規定による認可を行わないこととしましたので、高知県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等に関する事務取扱要領第6条第3項の規定により通知します。</p> <p>なお、認可を行わない理由については、この通知の日から起算して7日（高知県の休日を含めない。）以内に書面（書式は自由）により、説明を求めることができます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>認可を行わない理由：</p>	<p>第8号様式（第6条関係）</p> <p style="text-align: right;">番号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">債務保証業務委託の認可を行わない旨の通知書</p> <p>法人の所在地 法人の名称 代表者氏名 様</p> <p style="text-align: right;">高知県知事</p> <p>年 月 日付けで申請のあった債務保証業務の委託については、審査の結果、下記の理由により法第43条第1項の規定による認可を行わないこととしましたので、高知県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等に関する事務取扱要領第6条第3項の規定により通知します。</p> <p>なお、認可を行わない理由については、この通知の日から起算して7日（高知県の休日を含めない。）以内に書面（書式は自由）により、説明を求めることができます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>認可を行わない理由：</p>

新	旧
<p>第9号様式（第7条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">業務規程認可申請書</p> <p>高知県知事 様</p> <p style="text-align: right;">法人の所在地 法人の名称 代表者氏名</p> <p>住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第62条に規定する業務を行うために、作成した同法第64条第1項の業務規程について認可を受けたいので、高知県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等に関する事務取扱要領第7条第1項の規定により、これを添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p><u>1 認可を受けたい業務規程</u></p> <p><input type="checkbox"/> <u>債務保証業務に関する規程（法第64条第1項第1号）</u></p> <p><input type="checkbox"/> <u>残置物処理等業務に関する規程（法第64条第1項第2号）</u></p> <p><u>2 作成した業務規程</u></p> <p><u>別添のとおり</u></p>	<p>第9号様式（第7条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;"><u>債務保証業務規程認可申請書</u></p> <p>高知県知事 様</p> <p style="text-align: right;">法人の所在地 法人の名称 代表者氏名</p> <p>住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第42条第1号に規定する家賃債務保証業を行うために、作成した同法第44条第1項の債務保証業務規程について認可を受けたいので、高知県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等に関する事務取扱要領第7条第1項の規定により、これを添えて申請します。</p>

新

旧

第 10 号様式（第 7 条関係）

年 月 日

業務規程変更認可申請書

高知県知事 様

法人の所在地
法人の名称
代表者氏名

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 64 条第 1 項の規定により、年 月 日付け第 号で認可を受けた業務規程について、同条第 3 項の規定により変更の認可を受けたいので、高知県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等に関する事務取扱要領第 7 条第 2 項の規定により、これを添えて申請します。

なお、変更しようとする事項等は下記のとおりです。

記

<u>変更しようとする規程</u>	<input type="checkbox"/>	債務保証業務に関する規程
	<input type="checkbox"/>	残置物処理等業務に関する規程
変更しようとする事項		
変更する理由		

第 10 号様式（第 7 条関係）

年 月 日

債務保証業務規程変更認可申請書

高知県知事 様

法人の所在地
法人の名称
代表者氏名

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 44 条第 1 項の規定により、年 月 日付け第 号により認可を受けた債務保証業務規程の変更について認可を受けたいので、高知県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等に関する事務取扱要領第 7 条第 2 項の規定により、これを添えて申請します。

なお、変更しようとする事項等は下記のとおりです。

記

変更しようとする事項	
変更する理山	

新	旧
<p>第 11 号様式 (第 7 条関係)</p> <p style="text-align: right;">番号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">業務規程認可書</p> <p>法人の所在地 法人の名称 代表者氏名 様</p> <p style="text-align: right;">高知県知事</p> <p>年 月 日付けで申請のあった業務規程については、審査の結果、適正であると認められるので、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 64 条第 1 項の規定により認可したので、高知県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等に関する事務取扱要領第 7 条第 3 項の規定により通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p><u>認可した業務規程：</u></p>	<p>第 11 号様式 (第 7 条関係)</p> <p style="text-align: right;">番号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;"><u>債務保証</u>業務規程認可書</p> <p>法人の所在地 法人の名称 代表者氏名 様</p> <p style="text-align: right;">高知県知事</p> <p>年 月 日付けで申請のあった<u>債務保証</u>業務規程については、審査の結果、適正であると認められるので、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 44 条第 1 項の規定により認可したので、高知県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等に関する事務取扱要領第 7 条第 3 項の規定により通知します。</p>

新	旧
<p>第 12 号様式 (第 7 条関係)</p> <p style="text-align: right;">番号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">業務規程変更認可書</p> <p>法人の所在地 法人の名称 代表者氏名 様</p> <p style="text-align: right;">高知県知事</p> <p>年 月 日付けで申請のあった業務規程の変更については、審査の結果、適正であると認められるので、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 64 条第 3 項の規定により変更を認可し、高知県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等に関する事務取扱要領第 7 条第 3 項の規定により通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p><u>変更認可した業務規程：</u></p>	<p>第 12 号様式 (第 7 条関係)</p> <p style="text-align: right;">番号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;"><u>債務保証</u>業務規程変更認可書</p> <p>法人の所在地 法人の名称 代表者氏名 様</p> <p style="text-align: right;">高知県知事</p> <p>年 月 日付けで申請のあった<u>債務保証</u>業務規程の変更については、審査の結果、適正であると認められるので、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 44 条第 1 項の規定により変更を認可し、高知県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等に関する事務取扱要領第 7 条第 3 項の規定により通知します。</p>

新	旧
<p>第 13 号様式（第 7 条関係）</p> <p style="text-align: right;">番号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">業務規程の認可を行わない旨の通知書</p> <p>法人の所在地 法人の名称 代表者氏名 様</p> <p style="text-align: right;">高知県知事</p> <p>年 月 日付けで申請のあった業務規程については、審査の結果、下記の理由により、<u>法第 64 条第 1 項</u>の規定による認可を行わないこととしましたので、高知県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等に関する事務取扱要領第 7 条第 4 項の規定により通知します。</p> <p>なお、認可を行わない理由については、この通知の日から起算して 7 日（高知県の休日 を定める条例第 1 条第 1 項の規定による県の休日を含まない。）以内に書面（書式は自由）により、説明を求めることができます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>認可を行わない理由：</p>	<p>第 13 号様式（第 7 条関係）</p> <p style="text-align: right;">番号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;"><u>債務保証</u>業務規程の認可を行わない旨の通知書</p> <p>法人の所在地 法人の名称 代表者氏名 様</p> <p style="text-align: right;">高知県知事</p> <p>年 月 日付けで申請のあった<u>債務保証</u>業務規程については、審査の結果、下記の理由により、<u>法第 44 条第 1 項</u>の規定による認可を行わないこととしましたので、高知県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等に関する事務取扱要領第 7 条第 4 項の規定により通知します。</p> <p>なお、認可を行わない理由については、この通知の日から起算して 7 日（高知県の休日 を定める条例第 1 条第 1 項の規定による県の休日を含まない。）以内に書面（書式は自由）により、説明を求めることができます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>認可を行わない理由：</p>

新	旧
<p>第 14 号様式（第 7 条関係）</p> <p style="text-align: right;">番号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">業務規程の変更認可を行わない旨の通知書</p> <p>法人の所在地 法人の名称 代表者氏名 様</p> <p style="text-align: right;">高知県知事</p> <p>年 月 日付けで申請のあった業務規程の変更については、審査の結果、下記の理由により、法第 64 条第 3 項の規定による認可を行わないこととしましたので、高知県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等に関する事務取扱要領第 7 条第 4 項の規定により通知します。</p> <p>なお、認可を行わない理由については、この通知の日から起算して 7 日（高知県の休日 を定める条例第 1 条第 1 項の規定による県の休日を含まない。）以内に書面（書式は自由）に より、説明を求めることができます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p><u>1 認可を行わない業務規程：</u></p> <p><u>2 認可を行わない理由：</u></p>	<p>第 14 号様式（第 7 条関係）</p> <p style="text-align: right;">番号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;"><u>債務保証</u>業務規程の変更認可を行わない旨の通知書</p> <p>法人の所在地 法人の名称 代表者氏名 様</p> <p style="text-align: right;">高知県知事</p> <p>年 月 日付けで申請のあった<u>債務保証</u>業務規程の変更については、審査の結果、下記の理由により、法第 44 条第 1 項の規定による認可を行わないこととしましたので、高知県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等に関する事務取扱要領第 7 条第 4 項の規定により通知します。</p> <p>なお、認可を行わない理由については、この通知の日から起算して 7 日（高知県の休日 を定める条例第 1 条第 1 項の規定による県の休日を含まない。）以内に書面（書式は自由）に より、説明を求めることができます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>認可を行わない理由：</p>

新	旧
<p data-bbox="264 352 470 371">第 15 号様式（第 8 条関係）</p> <p data-bbox="831 381 949 400">年 月 日</p> <p data-bbox="490 438 728 458">支援業務事業計画等認可申請書</p> <p data-bbox="264 496 387 515">高知県知事 様</p> <p data-bbox="620 526 723 603"> 法人の所在地 法人の名称 代表者氏名 </p> <p data-bbox="264 641 949 746"> 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 65 条第 1 項の規定により作成した支援業務に関する事業計画及び収支予算について認可を受けたいので、高知県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等に関する事務取扱要領第 8 条第 1 項の規定によりこれを添えて申請します。 </p>	<p data-bbox="1288 352 1494 371">第 15 号様式（第 8 条関係）</p> <p data-bbox="1850 381 1968 400">年 月 日</p> <p data-bbox="1509 438 1747 458">支援業務事業計画等認可申請書</p> <p data-bbox="1288 496 1411 515">高知県知事 様</p> <p data-bbox="1639 526 1742 603"> 法人の所在地 法人の名称 代表者氏名 </p> <p data-bbox="1288 641 1973 746"> 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 45 条第 1 項の規定により作成した支援業務に関する事業計画及び収支予算について認可を受けたいので、高知県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等に関する事務取扱要領第 8 条第 1 項の規定によりこれを添えて申請します。 </p>

新

旧

別添

支援業務の概要及び実施の方法に関する事項

実施する支援業務	(実施する支援業務に <input checked="" type="checkbox"/>) <input type="checkbox"/> 登録住宅入居者の家賃債務の保証 <input type="checkbox"/> 住宅確保要配慮者に対し、賃貸住宅への入居に関する情報提供、相談その他の援助 <input type="checkbox"/> 賃貸住宅に入居する住宅確保要配慮者に対し、生活の安定・向上に関する情報提供、相談その他の援助 <input type="checkbox"/> 賃貸住宅の賃貸人に対し、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進を図るために必要な情報の提供 <input type="checkbox"/> 残置物処理等業務 <input type="checkbox"/> その他附帯業務		
支援業務の概要及び実施の方法			
住宅確保要配慮者から対価を得て行う支援業務	支援業務の内容	対価	提供の条件

地方公共団体並びに住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者及び住宅確保要配慮者の福祉に関する活動を行う者との連携に関する事項

支援業務に係る人材の確保及び資質の向上に関する事項

新設

新

旧

第 16 号様式（第 8 条関係）

年 月 日

支援業務事業計画等変更認可申請書

高知県知事 様

法人の所在地
法人の名称
代表者氏名

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 65 条第 1 項の規定により 年 月 日付け第 号により認可を受けた支援業務に関する事業計画及び収支予算の変更について認可を受けたいので、高知県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等に関する事務取扱要領第 8 条第 2 項の規定により、これを添えて申請します。
なお変更しようとする事項等は、下記のとおりです。

記

変更しようとする事項	
変更する理由	

第 16 号様式（第 8 条関係）

年 月 日

支援業務事業計画等変更認可申請書

高知県知事 様

法人の所在地
法人の名称
代表者氏名

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 45 条第 1 項の規定により 年 月 日付け第 号により認可を受けた支援業務に関する事業計画及び収支予算の変更について認可を受けたいので、高知県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等に関する事務取扱要領第 8 条第 2 項の規定により、これを添えて申請します。
なお変更しようとする事項等は、下記のとおりです。

記

変更しようとする事項	
変更する理由	

新

旧

別添

支援業務の概要及び実施の方法に関する事項

実施する支援業務	(実施する支援業務に <input checked="" type="checkbox"/>)		
	変更前	変更後	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	登録住宅入居者の家賃債務の保証
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	住宅確保要配慮者に対し、賃貸住宅への入居に関する情報提供、相談その他の援助
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	賃貸住宅に入居する住宅確保要配慮者に対し、生活の安定・向上に関する情報提供、相談その他の援助
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	賃貸住宅の賃貸人に対し、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進を図るために必要な情報の提供
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	残置物処理等業務
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	その他附帯業務	
支援業務の概要及び実施の方法			
住宅確保要配慮者から対価を得て行う支援業務	支援業務の内容	対価	提供の条件

地方公共団体並びに住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者及び住宅確保要配慮者の福祉に関する活動を行う者との連携に関する事項

支援業務に係る人材の確保及び資質の向上に関する事項

新設

新	旧
<p>第 17 号様式（第 8 条関係）</p> <p style="text-align: right;">番号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">支援業務事業計画等認可書</p> <p>法人の所在地 法人の名称 代表者氏名 様</p> <p style="text-align: right;">高知県知事</p> <p>年 月 日付けで申請のあった支援業務事業計画等については、審査の結果、適正であると認められるので、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 <u>65</u> 条第 1 項の規定により認可し、高知県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等に関する事務取扱要領第 8 条第 3 項の規定により通知します。<u>なお、認可を受けたときは、当該認可に係る事業計画に記載された事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公示しなければなりません。</u></p>	<p>第 17 号様式（第 8 条関係）</p> <p style="text-align: right;">番号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">支援業務事業計画等認可書</p> <p>法人の所在地 法人の名称 代表者氏名 様</p> <p style="text-align: right;">高知県知事</p> <p>年 月 日付けで申請のあった支援業務事業計画等については、審査の結果、適正であると認められるので、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 <u>45</u> 条第 1 項の規定により認可し、高知県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等に関する事務取扱要領第 8 条第 3 項の規定により通知します。</p>

新	旧
<p>第 18 号様式（第 8 条関係）</p> <p style="text-align: right;">番号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">支援業務事業計画等変更認可書</p> <p>法人の所在地 法人の名称 代表者氏名 様</p> <p style="text-align: right;">高知県知事</p> <p>年 月 日付けで申請のあった支援業務事業計画等の変更については、審査の結果、適正であると認められるので、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 65 条第 1 項の規定により認可し、高知県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等に関する事務取扱要領第 8 条第 3 項の規定により通知します。<u>なお、認可を受けたときは、当該認可に係る事業計画に記載された事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公示しなければなりません。</u></p>	<p>第 18 号様式（第 8 条関係）</p> <p style="text-align: right;">番号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">支援業務事業計画等変更認可書</p> <p>法人の所在地 法人の名称 代表者氏名 様</p> <p style="text-align: right;">高知県知事</p> <p>年 月 日付けで申請のあった支援業務事業計画等の変更については、審査の結果、適正であると認められるので、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 45 条第 1 項の規定により認可し、高知県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等に関する事務取扱要領第 8 条第 3 項の規定により通知します。</p>

新	旧
<p>第 19 号様式（第 8 条関係）</p> <p style="text-align: right;">番号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">支援業務事業計画等の認可を行わない旨の通知書</p> <p>法人の所在地 法人の名称 代表者氏名 様</p> <p style="text-align: right;">高知県知事</p> <p>年 月 日付けで申請のあった支援業務事業計画等については、審査の結果、下記の理由により、法第 65 条第 1 項の規定による認可を行わないこととしましたので、高知県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等に関する事務取扱要領第 8 条第 4 項の規定により通知します。</p> <p>なお、認可を行わない理由については、この通知の日から起算して 7 日（高知県の休日を定める条例第 1 条第 1 項の規定による県の休日を含まない。）以内に書面（書式は自由）により、説明を求めることができます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>認可を行わない理由：</p>	<p>第 19 号様式（第 8 条関係）</p> <p style="text-align: right;">番号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">支援業務事業計画等の認可を行わない旨の通知書</p> <p>法人の所在地 法人の名称 代表者氏名 様</p> <p style="text-align: right;">高知県知事</p> <p>年 月 日付けで申請のあった支援業務事業計画等については、審査の結果、下記の理由により、法第 45 条第 1 項の規定による認可を行わないこととしましたので、高知県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等に関する事務取扱要領第 8 条第 4 項の規定により通知します。</p> <p>なお、認可を行わない理由については、この通知の日から起算して 7 日（高知県の休日を定める条例第 1 条第 1 項の規定による県の休日を含まない。）以内に書面（書式は自由）により、説明を求めることができます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>認可を行わない理由：</p>

新	旧
<p>第 20 号様式（第 8 条関係）</p> <p style="text-align: right;">番号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">支援業務事業計画等の変更認可を行わない旨の通知書</p> <p>法人の所在地 法人の名称 代表者氏名 様</p> <p style="text-align: right;">高知県知事</p> <p>年 月 日付で申請のあった支援業務事業計画等の変更については、審査の下記の理由により、法第 65 条第 1 項の規定による認可を行わないこととしましたので、高知県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等に関する事務取扱要領第 8 条第 4 項の規定により通知します。</p> <p>なお、認可を行わない理由については、この通知の日から起算して 7 日（高知県の休日を定める条例第 1 条第 1 項の規定による県の休日を含まない。）以内に書面（書式は自由）により、説明を求めることができます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>認可を行わない理由：</p>	<p>第 20 号様式（第 8 条関係）</p> <p style="text-align: right;">番号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">支援業務事業計画等の変更認可を行わない旨の通知書</p> <p>法人の所在地 法人の名称 代表者氏名 様</p> <p style="text-align: right;">高知県知事</p> <p>年 月 日付で申請のあった支援業務事業計画等の変更については、審査の下記の理由により、法第 45 条第 1 項の規定による認可を行わないこととしましたので、高知県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等に関する事務取扱要領第 8 条第 4 項の規定により通知します。</p> <p>なお、認可を行わない理由については、この通知の日から起算して 7 日（高知県の休日を定める条例第 1 条第 1 項の規定による県の休日を含まない。）以内に書面（書式は自由）により、説明を求めることができます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>認可を行わない理由：</p>

新	旧
<p data-bbox="264 352 472 373">第 21 号様式（第 8 条関係）</p> <p data-bbox="831 381 949 402">年 月 日</p> <p data-bbox="499 438 719 459">支援業務事業報告書等提出書</p> <p data-bbox="264 496 389 517">高知県知事 様</p> <p data-bbox="622 528 719 603">法人の所在地 法人の名称 代表者氏名</p> <p data-bbox="264 639 949 746">住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 65 条第 2 項の規定により、支援業務に関する事業報告書及び収支決算書を作成しましたので、高知県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等に関する事務取扱要領第 8 条第 5 項の規定により添付のとおり提出します。</p>	<p data-bbox="1290 352 1498 373">第 21 号様式（第 8 条関係）</p> <p data-bbox="1854 381 1973 402">年 月 日</p> <p data-bbox="1525 438 1744 459">支援業務事業報告書等提出書</p> <p data-bbox="1290 496 1415 517">高知県知事 様</p> <p data-bbox="1641 528 1744 603">法人の所在地 法人の名称 代表者氏名</p> <p data-bbox="1290 639 1975 746">住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 45 条第 2 項の規定により、支援業務に関する事業報告書及び収支決算書を作成しましたので、高知県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等に関する事務取扱要領第 8 条第 5 項の規定により添付のとおり提出します。</p>

新

旧

別添

支援業務の概要及び実施の方法に関する事項

実施する支援業務	(実施する支援業務に <input checked="" type="checkbox"/>)		
	<input type="checkbox"/> 登録住宅入居者の家賃債務の保証 <input type="checkbox"/> 住宅確保要配慮者に対し、賃貸住宅への入居に関する情報提供、相談その他の援助 <input type="checkbox"/> 賃貸住宅に入居する住宅確保要配慮者に対し、生活の安定・向上に関する情報提供、相談その他の援助 <input type="checkbox"/> 賃貸住宅の賃貸人に対し、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進を図るために必要な情報の提供 <input type="checkbox"/> 残置物処理等業務 <input type="checkbox"/> その他附帯業務		

支援業務の概要及び実施の方法

	支援業務の内容	対価	提供の条件
住宅確保要配慮者から対価を得て行う支援業務			

地方公共団体並びに住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者及び住宅確保要配慮者の福祉に関する活動を行う者との連携に関する事項

Blank box for content related to cooperation with local public bodies and private rental housing providers.

支援業務に係る人材の確保及び資質の向上に関する事項

Blank box for content related to securing and improving staff quality for support services.

第22号様式～第23号様式 (略)

新設

第22号様式～第23号様式 (略)